

福祉・人権

要介護認定の有効期間にご注意を

要介護認定には、有効期限があります。更新手続きは有効期間満了60日前から可能ですので、引き続きサービス利用を希望する場合は、必ず有効期間内（できれば有効期間満了1か月前まで）に更新手続きをしてください。**問** 長寿介護課 ☎620・1637

高齢者ごいっしょサービスのご利用を

対在宅で生活しているおおむね65歳以上の要支援・要介護認定者で認定調査結果の認知症高齢者日常生活自立度がランク2以上の人、**内**認知症高齢者が外出する際の付き添い、認知症高齢者の家族が外出等の際の見守り、1回2時間以内、1か月当たり10時間以内、**¥**1時間500円、**申**長寿介護課 ☎620・1637

おむつ代の医療費控除に必要な書類を発行

初めておむつ代の医療費控除を受けるには、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。ただし、2年目以降で次の要件に該当する人は、医師の証明に代えて市が交付する確認書で手続きができます。

対要介護認定にかかる主治医意見書

で、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）がBまたはCランクの人で、尿失禁の発生可能性が「あり」と記載されている人、**問**長寿介護課 ☎620・1637

介護保険サービスの利用者負担額を軽減

社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合、一定の要件に該当する人の利用者負担の一部を軽減します。

対次のA～Cいずれかに該当する人、**内**A次の全てに該当し、市が認定した人
①市民税非課税世帯、②世帯の年収が単身世帯で150万円（世帯員が1人増えるごとに50万円加算）以下、③世帯の預（貯）金等の額が単身世帯で350万円（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算）以下、④日常生活のために必要な資産以外に活用できる資産がない、⑤医療保険の扶養家族ではない、⑥親族等の援助が期待できない、⑦介護保険料を滞納していない、**回**生活保護受給者、**内**「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」による支援受給者、**内**A利用者負担額（10%相当分）、食費・居住費・宿泊費・滞在費の25%（ただし、高齢福祉年金受給者は50%）、**回**・**内**C個室居住費または滞在費全額、**問**利用先の社会福祉法人または長寿介護課 ☎620・1639

介護保険サービス利用者に対する所得税等の医療費控除

問申告方法＝市民税課 ☎620・1614、控除対象＝長寿介護課 ☎620・1639

次の介護保険サービスは、所得税等の医療費控除の対象となります。また、医療費控除の対象外の介護サービスでも、介護福祉士による喀痰吸引等が行われたときは、当該サービス自己負担額の1/10が対象となります。詳細はお問い合わせください。

【施設サービス】 ①特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）での介護費に係る自己負担と食費・居住費に係る自己負担として支払った額の1/2に相当する額、②介護老人保健施設と介護療養型医療施設、介護医療院での介護費と食費・居住費に係る自己負担額
【居宅サービス等（介護予防サービスを含む）】 ①医療系サービス（※1）の介護費に係る自己負担額、②医療系サービスと一緒に利用した、その他の対象サービス（※2）の介護費に係る自己負担額

※1 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※3）、看護小規模多機能型居宅介護（生活援助中心型を除く医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるもの）
※2 訪問介護（生活援助中心型を除く）、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※3を除く）、看護小規模多機能型居宅介護（生活援助中心型を除く医療系サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの）、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問（通所）介護相当サービス（生活援助中心型を除く）
※3 一体型で訪問看護を利用



いばらきオレンジかふえのご利用を

時①1月11日（木）・24日（水）・②18日（木）、午後2時から、**所**①シニアプラザいばらき、②葦原多世代交流センター、**内**交流会、**¥**100円、**備**その他のかふえの詳細は



福祉なんでも相談会

左上図読み取り参照、**問**福祉総合相談課 ☎655・2758
時2月3日（土）、午後2時～4時、**所**アルプラザ茨木3階エスカーレーター横、**内**コミュニティソーシャルワーカーと地域包括支援センターによる困りごと

暮らしのガイド

相談、問(福)慶徳会常清の里(CSW) 646・5601

共同募金に609万円の善意

昨年10月から実施した「共同募金運動」に、609万8742円(昨年11月30日現在)の善意が寄せられました。これは、府共同募金会へ送金し、市内社会福祉団体等へ交付され、地域福祉に活用されます。ご協力ありがとうございました。問社会福祉協議会 627・0033

健康保険・年金

夜間・休日窓口を開設し国民健康保険料、市税・清掃手数料

時【夜間】 1月22日(月)、午後8時まで、
休日 28日(日)、午前9時〜午後5時、
所 ①国民健康保険料 市役所本館1階7番窓口、②市税・清掃手数料 市役所本館2階13番窓口、**備** 夜間と休日は、本館東玄関横の地下通用口から入り、守衛室に声をかけてください。**問** ①保険年金課 620・1631、②収納課 620・1616

産前産後期間の国民健康保険料減免の開始

時 出産日(予定日)が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠は3か月前から6か月間)のうち、1月1日以降

分、**対**国民健康保険被保険者で出産・出産予定日が11月以降の人、**申** 出産予定日の6か月前から、下



図読み取りから申込または、届出書電話で請求または市HPからダウンロード可)と出産予定・出産日が確認できる書類(写)を、郵送・直接、〒567-8505 保険年金課(国保) 620・1631

①国民健康保険料・②後期高齢者医療保険料の納入済額通知書を送付

昨年中に国民健康保険料を納付された世帯主・後期高齢者医療保険料を納付された人へ、1月下旬に各保険料の納入済額通知書を送付します。なお、確定申告や年末調整には、納付に係る証明書の添付は必要ありません。
時 ①1月29日・②22日、**問** 納付コールセンター 665・5222 (月曜日は正午〜午後5時)

このような電話は詐欺です!

市職員や銀行員を名乗る人から、「医療費の還付金があり、文書を送ったが返信がないため連絡しました」「ATMに携帯電話を持って行ってください」との電話がかかり、預貯金を振り込ませる詐欺が相次いでいます。ATMの操作で還付金が戻るとは絶対ありません。このような電話があったときは、家族や警察等に相談してく



ください。**問** 保険年金課(高齢) 620・1630

予約年金相談のご利用を

時 1月16日(火)、午前10時〜正午・午後1時〜4時、1人15分間、**所** 保険年金課、**定** 先着15人、**内** 吹田年金事務所相談員による年金記録等に関する相談(共済年金を除く各種年金)、**持** 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、身分証(顔写真付き以外は2点必要)、職歴メモ等(本人以外の場合は指定様式の委任状)、**申** 1月4日、午前9時から、下図読み取りから申込または、電話で同課(年金) 620・1632



障害年金予約相談のご利用を

時 1月12日(金)・22日(月)・31日(水)、午前9時30分〜午後0時20分・午後1時30分

分〜4時20分、**所** 保険年金課、**定** 各日先着6人、**内** 社会保険労務士による障害基礎年金受給手続に関する相談(障害厚生年金を除く)、**持** 年金手帳、基礎年金番号通知書、厚生年金被保険者証、年金証書、医療機関受診等に関するメモ、身分証等(本人以外の場合は委任状)、**申** 右図読み取りから申込または、電話で同課(年金) 620・1632



20歳になったら国民年金

20歳になってから2週間程度で、日本年金機構から国民年金加入のお知らせや納付書等が送付されますので、保険料を納付してください(厚生年金等の加入者を除く)。令和元年10月1日以前に20歳になった人は、国民年金加入の届出が必要でしたが、それ以降の人で日本年金機構から加入のお知らせ等の書類が届いた人は届出の必要はありません。加入のお知らせが届かない人は、手続きが必要な場合がありますので吹田年金事務所までお知らせください。なお、保険料の納付が困難な場合は、免除・納付猶予・学生納付特例制度がありますのでご相談ください。**問** 保険年金課(年金) 620・1632

昨年の公的年金等の源泉徴収票が送付されます

日本年金機構から、昨年の公的年金

金等の源泉徴収票が1月中旬頃から順次送付されます。源泉徴収票が届かない人は吹田年金事務所へご連絡ください。市では発行していませんのでご注意ください。☎**同事務所**☎06・6821・2401

税金

今月の納付(1月31日(水)まで)

- 市・府民税普通徴収第4期分
- 国民健康保険料普通徴収第8期分
- 後期高齢者医療保険料普通徴収第7期分
- 介護保険料普通徴収第10期分
- 一般廃棄物処理(清掃)手数料第3期分
- 労働保険料第3期分

償却資産の所有者は1月31日までに申告を

固定資産税は、土地・家屋のほか、事業に使用する機械や備品、構築物等にも課税されます。1月1日現在、市内に償却資産(事業用資産)を所有している場合は、1月31日までに市への申告が必要です。なお、申告には、電子申告サービス「eTAX」も利用できます。詳細は地方税共同機構HPをご覧ください。

先月中旬に送付した申告書等が届いていない場合や、初めて申告される場合はご連絡ください。また、新たに課税標準額の特例(税額の軽減)の対象となる資産は申告が必要です。詳細は申告の手引きや市HPをご覧ください。☎**資産課税**☎620・1615

農耕作業用自動車の所有者は申告を

乗用装置のあるトラクタ、コンバイン、田植機等の農耕作業用自動車は軽自動車税が課税されます。公道走行の有無に関わらず登録が必要です。申告をお願いします。

☎**業者発行の販売証明書、届出者の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード等)**を直接、市民税課☎620・1614



スマホから確定申告ができます

国税庁HPの確定申告書作成コー

ナーでは、画面の案内に沿って金額等を入力することで、税額等が自動的に計算され、計算誤りのない申告書を作成できます。さらに、マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信(提出)することも可能です。ぜひご利用ください。☎**茨木税務署**☎623・1131

給与支払報告書は住所地の市町村へ

給与支払者は、金額に関わらず全従業員の給与支払報告書を作成し、従業員の1月1日時点の住所地の市町村に1月31日までに提出してください。☎**市民税課**☎620・1614

原付自転車等の廃車・名義変更は3月31日までに

4月1日時点の原動機付自転車・軽四輪(三輪)自動車等の所有者に、来年度の軽自動車税が課税されます。廃車・盗難等で所有しなくなった人や、所有者が変わったのに名義変更していない人、ほかの地域登録(他市や他府県のナンバープレート)のまま変更していない人は、必ず3月31日までに手続きをしてください。3月下旬は窓口が混雑しますので、早めに手続きをお願いいたします。業者等に代理手続きを依頼した場合は、手続きが完了しているか必ず確認してください。

☎**原動機付自転車**(125cc以下のバイク)・**小型特殊自動車**☎市民税課☎

620・1614、軽自動車(四輪・三輪)☎**軽自動車検査協会高槻支所**☎050・3816・1841、軽二輪・小型二輪(125cc超のバイク)☎**大阪運輸支局**☎050・5540・2058、自動車税☎**三島府税事務所**☎627・1121

教育・子ども

教育委員会定例会の傍聴を

☎**時**1月29日(月)、午後2時から、☎**所**市役所南館6階会議室、☎**備**一部非公開の場合あり、☎**教育政策課**☎620・1680

養育費確保等支援事業補助金の申請を

☎**対**児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある市民、☎**内**養育費の取り決めに係る公正証書等の作成費用や、養育費保証契約に係る保証料を補助、☎**備**補助額等詳細は下図読み取り参照、☎**こ**ども政策課☎620・1625



不登校やひきこもり、ニート等の相談は「くるす」で

☎**所**子ども・若者自立支援センター「くるす」(片桐町4-7)、☎**対**15〜39歳の不登校、ひきこもり、ニート等のこと☎**も**・若者または保護者、☎**内**面談、訪問支援、居場所利用、同行支援、☎**同**セ

暮らしのガイド

いばらき
大学探訪



今月は
立命館大学

問政策企画課
☎ 620・1605



立命館大学大阪いばらきキャンパスが大きく変わります!

今年4月、立命館大学大阪いばらきキャンパス (OIC) に映像学部・研究科、情報理工学部・研究科が移転し、6学部・7研究科体制となり、学生数は現在の約7,000人から1万人規模に拡大します。

今回の学部移転を機に、“地域に開かれたキャンパス”というOICの理念を発展させ、社会とつながり、新たな価値を創出し続ける実証実験の場をめざす「ソーシャルコネクティッド・キャンパス構想」を打ち立てました。

建設が進む地上9階建の新棟はその中心であり、行政や企業とも連携したさまざまな企画を予定しているほか、市民利用も可能な1階部分には、食堂やホール、VR等の体験スペースなど、地域と大学・学生が交流する拠点が多数配置されます。

問合先 同大学 OIC 地域連携課 ☎ 665・2550

不登校・ひきこもりで悩む
親の相談会

〒ター ☎ 646・5526 (火・日曜日、祝日休み)

時 1月12日(金)、午後2時〜5時、**所** 良宜いのち・愛・ゆめセンター分館内、**対** 不登校、ひきこもりのこども・若者の保護者、**定** 先着3人、**内** こどもの向き合い方、相談先や支援情報を得る場 **申** 電話でひきこもり・家族支援ネットワーク ☎ 090・9257・3903

入学する小・中学校をお知らせ

市立小・中学校へ入学する児童・生徒の保護者に、1月中旬に就学通知書を発送します。届かない場合は、ご連絡ください。市教育委員会では、現住所により入学する学校を指定していますが、他校区への転居が決まっている場合や、身体的事由等の特別な事情がある場合には、就学指定校を変更できることがありますので、ご相談ください。

対 小学校 平成29年4月2日〜30年4月1日生まれ、中学校 平成23年4月2日〜24年4月1日生まれ、**備** 2月中旬までに各学校で入学説明会を開催。日時・場所は就学通知書に同封のお知らせまたは市HPをご確認ください。**申** 国・府・私立の小・中学校へ入学予定の人は、右図読み取りから届出または、届出書(市HPからダウンロード)と入学予定校の入学許可書(写)を、郵送または直接、〒567-1850 学務課 ☎ 620・1684



来年度向け市立小・中学校講師採用面接会

時 1月14日(日)、午後2時30分〜4時30分、**所** 市役所南館8階中会議室、**対** 小・中学校の教諭・養護教諭・栄養士の免許取得者(取得見込み可)、**内** 来年度市立小・中学校での講師任用を希望する人の採用面接等、**持** 履歴書(写真要)、**申** 電話で教職員課 ☎ 620・1823

無料発達相談会

時 初回面接 2月13日(火)まで、**所** 追手門学院大学地域支援心理研究センター、**対** 3歳〜中学生と保護者、**定** 先着3組、**内** 初回面接で相談を受け、必要に応じて後日発達検査、**備** 日時は申込時調整、**申** 1月15日〜19日に、電話で同センター ☎ 643・9439 (平日、午前11時〜午後5時30分)

まちづくり

都市計画審議会の傍聴を 保

時 1月29日(月)、午前10時から、**所** 市役所南館10階大会議室、**定** 先着10人、**備** 一時保育は1月18日までに要申込、**申** 1月26日までに、下図読み取りから申込または、電話で都市政策課 ☎ 620・1660



景観審議会の傍聴を

時 1月10日(水)、午後3時から、**所** 福祉文化会館202、**定** 先着5人、**申** 1月9日までに、下図読み取りから申込または、電話で都市政策課 ☎ 620・1660



駅前周辺整備基本計画協議会の傍聴を 保

時 1月26日(金)、午前10時から、**所** 市役所南館8階中会議室、**定** 先着5人、**備** 一時保育は1月18日までに要申込、**申** 1月25日までに、下図読み取りから申込または、電話で市街地新生課 ☎ 620・1821



水道メーター検針にご協力を

水道メーターの検針を効率的に行うため、次のことにご協力ください。▼

付近に犬をつながない、▼上に物を置かない、▼中は清潔にする、▼家の増改築等で屋内や床下になる場合は、市指定給水装置工事業者に依頼して、検針のしやすい場所に移設する。 問 営業課 ☎ 620・1691

寒さによる水道管の凍結・破裂等にご注意を

気温がマイナス4度以下になると、防寒の不完全な水道管は凍ったり、破裂したりします。水道管や蛇口に保温材（毛布や布）を巻き、さらにビニールテープを巻きつけるなど水道管の冬支度を忘れずにお願います。水道管が破裂したときには、止水栓を閉めて、指定給水装置工事業者に修理を申し込んでください。平日の夜間、土・日曜日、祝日の修理は、水道工事業協同組合修理班 ☎ 626・2300へご相談ください。 問 工務課 ☎ 620・1692

チャレンジいばらき補助金を交付

市では、市民等が自主的・自発的に行う公益的な事業に対し、補助金を交付します。今年度の補助対象事業は市HPで紹介しています。

☑ ①人権意識の向上や男女共同参画社会の実現につながるイベント等に関する事業、②市民の体力向上と親睦を深めるためのスポーツに関する事業、③補助対象団体が自由な発想で提案する事業、④補助対象団体が多様な主体

と連携し提案する事業、**備**審査あり。補助金額等は募集要領参照。各テーマの募集要領・申請書類は、



1月15日から①人権・男女共生課、②スポーツ推進課、③④共創推進課と市民活動センターで配付（右図読み取りからダウンロード可）、**申**来年1月15日～2月16日に、各担当課① ☎ 622・6613、② ☎ 620・1608、③④ ☎ 631・0277

下水道管の詰まり予防にご協力を

油分は下水道管に固着し、下水道管や各家庭の公共ますが詰まる原因になります。油を使用した場合、てんぷら油は固めて、フライパンに残った油分はふき取り、普通ごみとして処分するなど、十分注意してください。また、飲食店等で油の回収器を使用している場合は定期的に点検・清掃をお願いします。 問 下水道施設課 ☎ 620・1667

気をつけようコンロ火災

毎年火災原因の上位に入っているコンロ火災を防ぐために次のことに注意しましょう。▼Siセンサー（安全装置）付のコンロに取り替える、▼IHクッキングヒータでは専用のフライパン等を使用する、▼コンロ使用時は火のそばから離れない、▼コンロの周囲はきれいに整理整頓する、 問 予防課 ☎ 622・6950

建築物の耐震診断・改修補助・除却を補助

☑ 平成12年（非木造と除却は昭和56年）5月31日以前に建築確認を受けて建築した市内の建築物、**内**右表のとおり、**問**居住政策課 ☎ 655・2755

マンション管理計画認定制度のご利用を

分譲マンションの管理計画が一定の基準を満たす場合、市の認定を受けることができます。認定を受けると、住宅金融支援機構のフラット35やマンション共用部分リフォーム融資の金利の引き下げ等の優遇を受けることができます。

対市内の分譲マンション、**備**管理組合による認定申請要、**問**居住政策課 ☎

	建物用途	補助割合	限度額
耐震診断補助	木造住宅	耐震診断費用の10/11	50,000円/戸
	共同住宅・長屋等（木造住宅除く） 特定建築物（一定規模以上）	定額（戸数分）	25,000円/戸
		耐震診断費用の50%	1,000,000円/棟 ※3
耐震設計	木造住宅※1	耐震設計費用の70%	100,000円/棟
	賃貸共同住宅※2（木造住宅除く） 分譲共同住宅※2	耐震設計費用の2/3	1,500,000円/棟 3,000,000円/棟
		木造住宅	700,000/戸（定額） （一定所得以下の世帯は900,000円/戸）
耐震改修	賃貸共同住宅※2（木造住宅除く） 分譲共同住宅※2	①②のいずれか 少額な方 ① 50,200円/m ² ② 工事費用の1/3	10,000,000円/棟 25,000,000円/棟
	木造住宅	400,000円/棟（定額） （一定所得以下の世帯は600,000円/棟）	
	賃貸共同住宅※2（木造住宅除く） 分譲共同住宅※2	①②のいずれか 少額な方 ① 50,200円/m ² ② 工事費用の1/3	10,000,000円/棟 20,000,000円/棟

※1 耐震改修工事を行う場合に限る
※2 延べ床面積1,000㎡以上、階数が3以上のものに限る
※3 用途により1,250,000円/棟

多世代同居・同居を支援する補助制度のご利用を

☑ 近居・同居するために、子世帯（中学生以下のこどもがいる世帯または40歳未満の夫婦世帯等）と親世帯（子世帯の父母または祖父母）のいずれかが住宅を購入または持ち家をリフォームし、転入した世帯に費用の一部を補助、**¥**上限30万円、**備**その他条件あり、**問**居住政策課 ☎ 655・2755

環境

住宅用太陽光発電システム等の設置に補助

対自宅に①住宅用太陽光発電システム

頑張る市内企業

紹介編 vol.106

(株)エステック彩都事業所 (彩都はなだ一丁目)



顧客の要望に応えて、丁寧かつ高品質な製品を追求

同社は平成15年の創業以来、切削加工による各種産業機械部品の製造を手掛け、バネ・アーム・プレス製品等を製造しています。顧客の要望に応えながら、丁寧かつ高品質な製品を追求しています。

同社の最新鋭の設備が整った彩都事業所では、25tクレーン2基と大型トレーラーが乗り入れることができ、最大8mの製品の加工が可能です。さらに自社工場内にて、材料発注から製缶・加工、出荷までを一貫して行うことで、さまざまな製品を迅速に提供しています。

同社の担当者は「今後も当社の生産力・技術力が欠かせないと感じてもらえるよう日々取り組んでいきたい」と話しました。

関商工労政課 ☎ 620・1620

ム・②①と同時期に設置の家庭用燃料電池(工ネファーム)・③自然循環型太陽熱温水器・④強制循環型ソーラーシステム・⑤蓄電システムを設置後(①は電力受給後) 6か月以内の人、**¥**①出力1kw当たり1万2500円(上限4kw)、②④⑤上限4万円、③上限3万円、**備**②は①と同時申請のみ、各10いばらき環境ポイント付与、**申**3月8日までに、申請書(環境政策課で配付、市HPからダウンロード可)と必要書類を直接、同課 ☎ 620・1644

資源物の持ち去りは禁止

市収集の資源物(缶・びん・ペットボトル、古紙・古布)の持ち去りは条例で禁止しています。持ち去った場合20万円以下の罰金を科せられることがあります。持ち去りを防ぐため、収集日当日の午前8時までに集積場所へ出してください。また、ごみ集積場所に設置する看板や啓発シートを配付していますので、ご利用ください。目撃情報をもとに職員によるパトロールも実施しています。**関資**

源循環課 ☎ 620・1814

事業活動から出るごみは事業者が適正に処理を

事業活動から出るごみは、少量であっても市の集積場所に出すことはできません。一般廃棄物は、市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託するか、直接市環境衛生センターに搬入(事前問い合わせ要・有料)してください。法律で定められた産業廃棄物は、環境衛生センターに搬入することはできません。府の許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。詳細は市HP掲載のパンフレット・マニュアルをご覧ください。**関資**源循環課 ☎ 620・1814

商工・消費生活

新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給制度のご利用を

市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内で事業を営む小規模企業者の負担を軽減するため、3年間の国の利子補給の適用を受けた右下表の融資を利用した場合、国の利子補給期間終了後、市が2年間の利子を補給する制度を実施しています。

対申請時点で市内に事業所を有し、右下表の融資の実行後、国の利子補給を受給した小規模企業者等、**¥**支払った

補助対象融資一覧

府制度融資	新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型)
日本政策金融公庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付
	新型コロナウイルス対策マル経融資
	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
商工組合中央金庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付

利子の額(1事業者あたり各年度上限10万円、合計20万円)、**備**毎年1〜12月の返済実績に基づき翌年1月に申請、**申**令和5年度申請は、1月4日(31日(必着)までに、必要書類(申請書は市HPからダウンロード可、事前登録済みの事業者には送付済)を直接、市役所南館9階事務局または郵送で、〒567-8505 商工労政課利子補給金担当、**関**利子補給金コールセンター ☎ 647・2917(2月29日まで)

創業融資に係る利子補給制度のご利用を

対市や茨木商工会議所等が実施するセミナー等を修了し、市の証明書が交付された後、府の開業サポート資金(600万円超)、(株)日本政策金融公庫の各融資制度、北おおさか信用金庫の独自の融資制度(プロパー融資)を受けた創業者、**¥**支払った利子のうち1%相当分(各年度上限10万円)、**備**補給対

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。

記号の見方: **時**とき、**所**ところ、**対**対象、**定**定員、**内**内容、**¥**費用・報酬など、**持**持ち物、**備**備考、**申**申込、

イベントや行事等は変更・中止等の可能性があります。開催の有無や申込方法等でご不明な点がございましたら、市・各主催団体 HP または **問・甲** でご確認ください。

象融資の36回目の返済日まで、昨年の返済実績に基づき申請、**甲** 1月4日〜31日に、商工労政課 ☎ 620・1620

小売店等の活性化を支援します

市内小売店等の活性化を図るため、事業の活性化に取り組み小売店等にアドバイスをしています。また、市内小売店等を改装する事業者（市民・市内法人に限る）や、商店街あるいは中心市街地で、業種・業態転換、新店出店等（いずれも小売業・飲食店に限る）を予定している事業者に対して、改装工事費の一部を補助（限度額50万円）する制度を設けています（工事計画前に相談要）。本制度は利用後10年が経過すると、再度利用することができません。**問** 商工労政課 ☎ 620・1620

府最低賃金を改定

最低賃金制度とは、国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。最低賃金には、府内のすべての労働者を対象とする「府最低賃金」と、特定の産業の労働者を対象とする「特定最低賃金」とがあり、それぞれ原則としてパート、臨時、派遣、アルバイト等を含めすべての労働者に適用されます。これらの最低賃金は、賃金・物価の動向等に応じて改定してきており、現在の時間額は右下表のとおりです。**問** 茨木労働基

件名	時間額	効力発生日(昨年)	
府最低賃金	1,064円	10/1	
特定最低賃金	塗料製造業	1,070円	12/1
	鉄鋼業	1,066円	
	機械・金属線製品製造関連産業	1,070円	
	電気機械器具製造関連産業	1,068円	10/1
	自動車・同附属品製造業	1,068円	
	非鉄金属製造関連産業	1,064円	
自動車小売業	1,064円		

準監督 ☎ 604・5308

茨木商工会議所の無料相談

時・内 1月15日(月)、2月19日(月)、3月18日(月)、**金融相談(事業資金・教育ローン)** 午後1時〜3時、**創業相談** 午後2時〜4時、**所・問** 同会議所 ☎ 622・6631

市飲食業応援アイルランドクーポンを発売

市観光協会が市内の飲食業応援事業として、プレミアム付きクーポン（千円券5枚1セットを4千円、1人2冊まで）を販売します。

時【販売期間】 1月15日(月)〜2月15日(木)（1500セット、無くなり次第終了）、**利用期間** 1月15日(月)〜2月29日(木)、**備** 購入は現金のみ、販売場所・

会計年度任用職員を募集（保育所・幼稚園・学童保育室）

備条件により、期末手当（2.45月分）※1・交通費支給、社会保険の加入あり。履歴書は返却不可、勤務時間・場所等詳細は右図読み取りまたはお問い合わせください。**甲**履歴書（備考欄等に希望職種や時間帯等を記入）を、直接または郵送で、〒567-8505 人事課 ☎ 620・1601



職種	勤務日時	月額	資格
保育士	フルタイム 月～土曜日のうち週5日、8:00～16:30・8:30～17:00・9:00～17:30（シフト）	219,340円	保育士
	パートタイム 月～金曜日、9:00～17:00 月～金曜日、①6:45～9:00・②17:00～19:15	205,189円 ①70,832円※2 ②67,256円※2	保育士 （資格なしは応相談）
幼稚園教諭	担任（臨時的任用職員） 月～金曜日、8:30～17:00	248,710円※3 （前歴加算あり）	幼稚園教諭
	担任外（通常園） 月～金曜日、8:30～16:45	208,112円	
	担任外（認定こども園） 月～土曜日のうち週5日、6:45～15:15・8:30～17:00・10:45～19:15（シフト）	215,050円	幼稚園教諭（保育士・子育て支援員も可）
①②介助員 ③④⑤預かり保育（固定） ⑥預かり保育（シフト）	月～金曜日、①8:30～16:45・②8:45～14:15・③10:15～18:30、土曜日、④7:00～13:00・⑤13:00～19:00、⑥週3～5日、6:45～19:15の間で5時間程度	①208,112円 ②152,616円 ③210,348円 ④35,029円 ⑤34,393円 ⑥1,408～1,581円（時給）	幼稚園教諭（保育士・子育て支援員も可）
医療介助員	月～金曜日、9:00～17:00（市立保育所等）	249,643円	看護師
学童保育指導員 ①不定期・②平日	月～金曜日、①14:00～19:00の間で3～5時間・②14:00～18:00	①1,155円（時給） ②97,821円	不問

※1 変動の可能性あり、令和6年度より勤勉手当（2.05月分）支給予定、※2 保育士資格ありの場合、※3 大卒初任給で算出

各施設の休館日等は市HP等でご確認ください。

問 問合先、**☎** メールアドレス、HP ホームページ、**保** 一時保育あり（原則有料、詳細は事前にお問い合わせを）

暮らしのガイド

新型コロナワクチン接種等に関するお知らせ

初回接種を終了した生後6か月以上の人を対象に「令和5年秋開始接種」を実施しています。なお、ワクチンの種類に関わらず、3/31までに、1人1回のみ接種可能です。64歳以下の人や転入してきた人で接種を希望される場合は、接種券の発行申請が必要です。申請方法や接種医療機関等の詳細は、下図読み取りから確認または市コールセンターにお問い合わせください。

接種は強制ではありません。効果と副反応のリスクを理解した上で、接種の判断をしてください。

☎市コールセンター(接種券等に関すること)
☎0120・695・890(9:00～17:00)、
☎625・1650、府コールセンター(副反応等に関すること)
☎050・3613・9605、☎06・4400・9419



求人

取扱店舗等は案内パンフレットまたは同協会HPをご確認ください。☎同協会 645・2020

【スクールサポーター】時週19時間(週4日)、**対**教員免許・図書館司書資格保有者、**定**若千名、**内**こども支援・図書館支援、**¥**月額9万126円、期末手当(年2回各12月分)、通勤費あり、**【業務サポーター】**時週15時間、(週3日または5日)、**定**若千名、**内**教職員の業務支援、**¥**月額6万3913円、通勤費あり、**【介助員・医療介助員】**時月々金曜日、①午前8時15分

午後4時15分・②午前8時30分～午後1時30分(②は小学校介助員のみ)、**内**障害のある児童・生徒の介助、**¥**介助員11月額①15万5589円、②10万7303円、医療介助員(看護師免許保有者)11月額24万3777円、期末手当(年2回各12月分)、通勤費、各種保険制度あり、**備**手話のできる介助員も募集、(以下共通)**所**市立小・中学校、**申**電話連絡の上、履歴書と保有免許(写)を直接、学校教育推進課 ☎620・1683

その他

青少年問題協議会の傍聴を

時1月30日(火)、午後5時から、**所**上

中条青少年センター3階会議室、**定**先着5人(当日空きがあれば傍聴可)、**申**下図読み取りから申込または、電話、ファックス(住所・氏名・電話番号を記入)で、社会教育振興課 ☎622・5180、☎622・9858



20日は住民票等のコンビニ交付が利用できません

時1月20日(土)、終日、**所**市民課 ☎620・1621

ご寄附ありがとうございました

次の皆さんから、市へのご寄附(10万円以上、または相当品)をいただきました。

- ◆清溪小学校創立150周年記念事業実行委員会
- ◆大型壁掛時計一式、◆三和興産(株) 20万円、◆明治安田生命保険相互会社 大阪北支社 92万8500円、◆桃栄金属工業(株) 高規格救急自動車1台

小豆島町・竹田市宿泊施設利用補助は10日前までに申請を

姉妹都市・小豆島町と歴史文化姉妹都市・竹田市との交流促進を図るため、指定宿泊施設を利用する市民に対し、宿泊費用の一部を補助しています。

所指定宿泊施設(市HPまたは文化振興課設置のチラシ参照)、**¥**小豆島町 中学生以上1泊2千円、小学生1泊



竹田市の白水ダム



小豆島町のオリーブ公園

1500円、竹田市 中学生以上1泊5千円、小学生1泊3千円、利用額が補助額に満たない場合はその金額、**備**1年間各1泊まで、**申**施設へ直接予約後、宿泊日の10日前までに、申請書(自署の場合は押印不要)を、郵送または直接、〒567-8505 同課 ☎620・1810

フューチャープラザ・ブランドホールの市民先行予約

立命館いばらきフューチャープラザ・ブランドホールの来年2月7日～10日の先行予約を行います。利用予定者は必ず抽選会に出席してください。詳細は市HPをご確認ください。

【抽選会】1月19日(金)、午前11時から、**所**同プラザ、**備**利用予定者のうち希望者にはブランドホールの見学会(1月19日、午前10時、同プラザインフォメーション前集合)も実施、イベントホールの予約も可(ブランドホールの予約日と同日のみ)、**申**1月4日～12日に、下図読み取りから申込または、ファックス・メール(住所、団体名、氏



名、電話番号、見学会参加希望の有無・参加人数を記入)で、文化振興課 ☎ 620・1810、**問** 622・7202、**問** bunkashinkou@city.ibaraki.lg.jp



地図作成のお知らせを 受け取っていない人はご連絡を

大阪法務局では、南春日丘五〜七丁目
の地域で、新たに地図を作成します。
この土地の所有者(分譲マンション区
分所有者を除く)で、法務局からの地
図作成に関する郵便物が届いていない
人は、ご連絡ください。**問**大阪法務局
地図作成現地事務所 ☎ 622・8878

マンション管理無料相談会

時 1月27日(土)、午後6時30分から、**所**
ローズWAM401、**定**先着2組、**内**マン
ション管理組合や区分所有者の悩み
事やトラブル、**申**電話またはファッ
クス、メールで、(一社)府マンシヨ
ン管理士会茨木・摂津支部首藤 ☎
問 633・8093、**問** shuto@g8.so-

net.ne.jp 本人通知制度の登録で 不正取得の防止を

全国的に、身元調査等を目的に、第
三者が戸籍謄本等を不正取得する事例
が明らかになっていきます。市では、本
人以外の第三者に住民票の写しや戸籍
謄本等を交付した場合、本人へ交付し
た事実を封書で通知する本人通知制度
を実施しています。同制度は、住民票
の写しや戸籍謄本等の不正取得による
権利侵害の防止を図るとともに、不正
請求に対する抑止力としても大変有効
な制度です。通知を希望する場合は事
前の登録(無料)が必要です。

問本市の住民票・戸籍に記載されてい
る、またはされていた人、**備**本人確認
書類(運転免許証、マイナンバーカー
ド等)、**問**市民課 ☎ 620・1621

パスポート申請の一部で 電子申請が利用できます

問現在所有しているパスポートの残存
有効期間が1年未満で、パスポートに
記載の本籍・戸籍上の氏名・性別に変
更がない人、現在所有しているパス
ポートの査証欄の余白が見開き3ペー
ジ以下の人、**備**詳細は市HP参照、**問**パ
スポートセンター ☎ 620・1618

狂犬病の予防注射を忘れずに

生後91日以上の犬の所有者には、狂

パブリックコメントを実施



①文化振興ビジョン(第2期) **備**資料は1/10から、文
化振興課・各図書館・情報ルーム等で閲覧可、**申**1/10
~30(消印有効)に、文化振興課 ☎ 620・1810、**問**
622・7202、**問** bunkaseisaku@city.ibaraki.lg.jp

②総合保健福祉計画(第3次) **備**資料は1/23から、地域福祉課・福祉総合相談課・
障害福祉課・長寿介護課・保健医療センター・発達支援課・情報ルーム・北辰出張所・
各図書館等で閲覧可、計画の点訳・音訳希望は要申込、詳細は市HP参照、**申**1/23~
2/21(消印有効)に、地域福祉課 ☎ 620・1634、**問** 621・1660、**問** chiikifukushi@
city.ibaraki.lg.jp

③再生可能エネルギー導入戦略(案)、④地球温暖化対策実行計画(区域施策編)【見直し】
(案) **問** ③2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、市域内の再生可能エ
ネルギー導入目標を定める、④市再生可能エネルギー導入戦略の策定に伴い、市地球温
暖化対策実行計画(区域施策編)の見直しについての意見を募集、**備**資料は1/24から、
環境政策課・情報ルーム・各図書館で閲覧可、**申**1/24~2/14(消印有効)に、環境
政策課 ☎ 620・1644、**問** 627・0289、**問** kankyoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

(共通事項) **備**資料は市HPからダウンロード可、提出意見等に対する市の考え方は後日
公表(住所、氏名等の個人情報は非公開)、提出意見への個別回答、匿名または電話によ
る意見の受付は行いません。**申**市HPから申込または、意見書(様式自由、メールの場
合はテキストファイル推奨、どの項目の何についての意見かを明確に)を、郵送・メール・
ファックス(住所・氏名・連絡先を記入)、直接、〒567-8505 各担当課

犬病予防法により犬に毎年1回の狂犬
病予防注射を受けさせ、住所地の市町
村が交付する注射済票を着けることが
義務付けられています。狂犬病は、ヒ
トを含む全ての哺乳類が感染する可能
性があり、発症するとほとんど死に至

る怖い病気です。必ず動物病院で接種
させてください。また、狂犬病予防注
射を受けたが、令和5年度の注射済票
を受け取っていない人は3月31日まで
に市民生活相談課に届け出てください
(手数料550円)。**問**同課 ☎ 620・1603

1月の無料相談

年末年始・祝日は実施しません。相談内容・ときの項目に電話番号を表示している場合、電話相談もできます。子育てに関する相談は、38ページ参照。

相談内容	とき	ところ	相談内容	とき	ところ
法律相談 (各日先着16人)	毎週月・水・金曜日、 13:00～17:00(※1) 相続、離婚、債務整理等	市民生活相談課 ☎620・1603 (※1) 1週間前、 8:45から電話または いばライフで予約(1週間前が 閉庁日の場合は、 電話予約のみ直前の 開庁日) いばライフでの予 約の詳細は下図参 照  (※2) もしもし 税金相談室でも 相談可(毎週月 ～金曜日、10:00 ～16:00、近畿 税理士会☎050・ 8880・0033、 1/10まで入室) 	女性面接相談	毎週月～土曜日(火曜日を除 く)、9:30～16:00(要予約)	男女共生センター ローズWAM ☎620・9920 配偶者暴力相談 支援センター ☎622・5757 人権センター ☎622・6613 各いのち・愛・ゆめセンター ①沢良直☎635・7667 ②豊川☎643・1470 ③総持寺☎626・5660 人権・男女共生課 ☎620・1640 ☎080・4668・ 9510 暮らしサポートセン ターあすつぷ茨木 (福祉総合相談課内) ☎655・2752 商工労政課 ☎620・1620 消防本部 ☎622・6955 市役所南館 1階ロビー 園公園緑地課 ☎620・1654 居住政策課 ☎655・2755
日曜法律相談 (先着7人)	28日(日)、9:00～12:30 (22日、8:45から電話または いばライフで予約)		女性電話相談 ☎621・0892	毎週月～土曜日(火曜日を除 く)、10:00～16:00	
交通事故法律相談 (各日先着5人)	毎週火曜日、 13:00～15:30(※1)		男性のための 電話相談 ☎620・9929	17日(水)・24日(水)、 18:30～21:30	
国の仕事に関する 行政相談	18日(水)、 13:00～15:00		女性のはたらき方 相談	13日(土)、9:30～12:30 (要予約)	
司法書士相談 (各日先着5人)	17日(水)・24日(水)=登記、相 続、後見人、多重債務等、9:30 ～12:00(※1)		仕事なんでも相談	25日(水)、13:00～16:00	
土地家屋調査士相談 (先着5人)	17日(水)、9:30～12:00(※1) 土地の境界等		DV相談 デートDV相談	毎週月～土曜日、 9:00～17:00	
税務相談 (各日先着6人)	11日(水)・25日(水)、 13:00～16:00(※1・2)		人権相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	
宅地建物取引相談	宅地建物取引業協会☎691・ 8600、全日本不動産協会☎ 06・6155・1717にお問い合わせ。		人権や生活上の さまざまな相談	①～③毎週月～土曜日、 9:00～17:00	
消費生活相談	毎週月～金曜日、9:00～ 16:30、13日(土)・27日(土)、 9:00～12:00		お仕事じっくり 相談 (要予約)	①5日(金)・②26日(金)・ ③22日(月)、13:30～15:30	
戸籍相談 (先着4人)	18日(水)、14:00～16:00 (前日、8:45から電話で予約、 市民課☎620・1621)		暮らし設計相談 (要予約)	①19日(金)・②12日(金)・ ③20日(土)、 13:00～17:00	
人権擁護委員 による人権相談	11日(水)・25日(水)、 13:00～15:00	いばらきにじいろ 電話相談	5日(金)、13:00～17:00		
ひとり親のため の法律相談	23日(水)、13:00～16:00 (電話またはメール、いばライ フ※で予約、こども政策課☎ 620・1625)	生活困窮に関する 相談	27日(土)、15:00～19:45 性的マイノリティ等		
母子・父子・寡婦 家庭相談 (離婚前可)	毎週月～金曜日、 9:00～17:00(予約優先)	経営相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00(予約優先)		
聴覚障害者 生活相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00	創業相談	主に毎週月・金曜日、 10:00～17:00(要予約)		
障害児相談 (18歳まで)	毎週月～金曜日、9:00～ 17:00(面談は要予約)	仕事なんでも 相談	毎週火～木曜日、 10:00～16:00 (予約優先、25日は12:00まで)		
来所教育相談 (小・中学生)	毎週月～金曜日、 9:00～19:00(要予約※) 発達・心理	防火相談	毎日、9:00～17:00		
電話教育相談	毎週月～金曜日、 9:00～17:00、 ☎625・7830	緑の相談	5日(金)、10:00～12:00・ 13:00～16:00、 草花、樹木、野菜、果樹等		
「いじめ」ホット 電話相談	毎週月～金曜日、9:00～17:00、 ☎0120・147970 ☎627・5511	分譲マンション 管理相談会 (先着4組)	9日(水)、9:00～12:00 (4日までに要予約)		
奨学金相談	毎週月～木曜日、 10:00～18:00	建築物の耐震、 建替え、改修等 の相談 (先着4組)	18日(水)、13:00～16:15 (11日までに要予約)		

◆どこに相談すればよいかわからない場合は、市民生活相談課☎620・1603にお問い合わせください。

定員・申込などの記載がない場合は事前申込不要または当日直接会場へ。費用の記載がない場合は参加無料。
記号の見方：時とき、所ところ、対対象、定定員、内内容、¥費用・報酬など、持持ち物、備備考、申申込、